

毎週火、金曜日発行（但休日下るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 牛の結核病及びブルセラ病の検査
ふ卵業者の登録
- ◇告示 買収令書の交付に代える公示
土地区画整理組合の組合長及び副組合長の認可
土地区画整理組合規約の変更認可
- ◇人委規則 職員の一部改正
職員の懲戒の手續及び効果に関する規則
橋名の変更
- ◇公告 建設省産業開発青年隊中央隊員募集要項
- ◇正誤 昭和三十五年一月十九日付け鳥取県告示第十
八号中訂正

告示

鳥取県告示第四十三号

次のように牛の結核病及びブルセラ病の検査を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により、牛の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和三十五年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病及びブルセラ病予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
結核病及びブルセラ病検査
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法
結核病検査……ツベルクリン皮内反応検査
ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び国際法

別表

実施期日	実施区域	実施場所
二月三日	八頭郡船岡町	万代寺家畜検診所
二月六日	八頭郡船岡町	船岡町船岡
五日	船岡町	隼農協前
八日	船岡町	市谷家畜検診所
八日	河原町	釜口
九日	河原町	国英農協前
十日	河原町	佐貫家畜検診所
十二日	河原町	河原
十五日	郡家町	大坪
十六日	郡家町	郡家農協前
十七日	若桜町	若桜家畜検診所
十九日	用瀬町	社農協前
二十日	佐治村	大
二十一日	用瀬町	古市家畜検診所
二十二日	八頭郡	用瀬家畜市場
二十三日	八頭郡	北山家畜検診所
二十三日	八頭郡	新興寺
二十三日	八頭郡	芦津

鳥取県告示第四十四号

鳥取県種鶏検査並びに、卵業者登録条例（昭和二十八年十月鳥取県条例第四十五号）第八条の規定により、昭和三十三年一月二十六日次のとおり、卵業者を登録した。

昭和三十三年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗
 住 所 氏 名
 東伯郡東郷町小鹿谷 市橋種鶏場 市橋 孝親

鳥取県告示第四十五号

鳥取県種鶏検査並びに、卵業者登録条例（昭和二十八年十月鳥取県条例第四十五号）第八条の規定により、昭和三十三年二月十五日次のとおり、卵業者を登録する。

昭和三十三年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

智頭町土師 智頭

智頭家畜市場

住 所 氏 名

東伯郡東伯町大字徳万 近藤電熱ふ化株式会社
 六四一番地 取締役社長 近藤 謹治

鳥取県告示第四十六号

次の土地は、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第七十二条の規定により買収することに決定したが、土地所有者の現住所が不明のため買収令書を交付することが出来ないため、同法同条第四項において準用する第五十条第三項の規定により、その内容を告示して交付に代える。

昭和三十三年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 土地の所在及び対価等

土地の所在

地目
台帳一現況
台帳一買収
対価
所有者

西伯郡名和町大字加茂字ヨゴロ一八〇五ノ二〇五	原野	二,四〇七	二,四〇七	八,〇〇〇.一〇	泉
〃	〃	九,八〇四	九,八〇四	六,三〇〇.〇〇	〃
〃	〃	一八〇五ノ二〇六	〃	〃	〃
〃	〃	一八〇五ノ二〇七	宅地	一,〇〇〇	六五,三三〇
〃	〃	〃	原野	一,〇〇〇	〃
〃	〃	〃	〃	二,九一九	一,九五二.七〇
〃	〃	〃	〃	四,八〇五	三,二二六.〇〇
〃	〃	〃	〃	四,八〇五	〃
計				三〇,一〇五	一〇,三三〇.〇〇

二 対価の支払方法 供託する。
三 買収の時期 昭和三十五年二月十五日

鳥取県告示第四十七号

岩美町沓井土地区画整理組合における組合長及び組合副長の選任は、昭和三十五年一月二十三日次のとおり認可した。

昭和三十五年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

岩美郡岩美町大字岩本一、一五一番地ノ一
組 合 長 大 西 七 郎

岩美郡岩美町大字岩本一、一四〇番地ノ三
副 組 合 長 松 井 壯 市

鳥取県告示第四十八号

昭和三十五年一月十日付け沓井第二号申請にかかる岩美町沓井土地区画整理組合の規約変更は、昭和三十五年一月二十三日認可した。

昭和三十五年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

人事委員会規則

職員懲戒の手續及び効果に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年一月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 藏

鳥取県人事委員会規則第二号

職員懲戒の手續及び効果に関する規則の一部を改正する規則

一部を改正する規則

職員懲戒の手續及び効果に関する規則(昭和二十六年鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改

正する。

第二条中「委任をうけた者を含む。」の下に「以下同じ。」を加え、同条に次の但書及びただ一項を加える。

但し、特別の事由により上級監督者が立会することができない場合は、その立会がなくても書面を交付することができる。

2 前項の規定により書面を交付することができない場合には、任命権者は配達証明郵便等確実な方法により送付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

県道多里神郷線日野郡日南町多里地内の学習橋は、昭和三十五年一月二十一日橋名を「若^{わかまつ}松橋」に変更した。

昭和三十五年一月二十九日
鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十五年度建設省産業開発青年隊中央隊員を次の要項により募集する。

昭和三十五年一月二十九日
鳥取県知事 石 破 二 朗
昭和三十五年度建設省産業開発青年隊中央隊員募集要項

この募集は建設省の産業開発青年隊の中央隊に入隊させるためのものです。

- 一 募集人員 十人以内（鳥取県募集人員）
- 二 募集期間 昭和三十五年二月二十五日
- 三 応募資格

次の各号のすべてに該当する者

- （一）十八才から二十五才までの独身青年男子
 - （二）義務教育終了者又はこれ以上の学歴を有する者
- で普通高等学校程度の学力審査に合格しうる学力を

有する者

（一）身心強健にして建設土木作業の肉体労働に耐える者

特に伝染病疾患、トラホーム、ライ病、胸部疾患、まん性胃腸病、腺病体質、遺伝性疾患、精神障害、盲聾啞義眼、不具廃疾（小児マヒによるもの、手足及び指の切断並びに先天性又は後天性畸形）に該当しない者で視力は矯正視力〇・五以上である者

（四）犯罪歴がなく、反社会的行動をとらない者

四 第一次選考 鳥取県が次のとおり行なう。

（一）方 法 面接及び簡単な学力審査

（二）日時及び場所 昭和三十五年三月一日鳥取市で行なう。時刻及び試験場は本人に通知する。

（三）第一次選考合格者の発表

昭和三十五年三月三日本人に通知する。

五 第二次選考 建設省中国地方建設局が次のとおり行なう。

（一）方 法 学力審査、身体検査及び面接試験

（二）日時及び場所 昭和三十五年三月二十三日

午前八時三十分

松江市殿町 鳥根県庁

六 応募手続

（一）申込用紙の請求

申込用紙は鳥取県総務部企画広報課に請求してください。郵便による場合は、あて先を明記して十円切手をはった返信用封筒を同封してください。

（二）申 込

次の書類を、各二部前記へ提出してください。

- （イ）入隊申込書（官製用紙使用のこと。）
- （ロ）最終学校の成績証明書（最終学校長の発行するもの）
- （ハ）人物審査書（最終学校長の発行するもの）
- （ニ）身体検査書（最新のもので公立医療機関の発行するもの）

（ホ）履歴書（写真貼布脱帽、上半身、名刺判最近六

月以内に撮影したもの）

（ヘ）戸籍抄本

（ロ）海外移住同意書（官製用紙使用のこと。）

（ハ）家族調書（官製用紙使用のこと。）

七 合格後の取扱い

建設省産業開発青年隊（中央隊）広島訓練所に一年間入隊し、国土総合開発事業に就労するほか、一般教育及び建設技能教育を受けます。

八 修了後の措置

（一）中央隊修了後は、新しく南米産業開発青年隊を編成して南米へ移住する。（渡航費約十万円、国内において貸付けする。）

（二）移住後の青年隊員は、すべてサンパウロ州農業拓植協同組合中央会が引受け、更にパラナ州セーラドス・ドラードスに設置されている南米産業開発青年隊訓練所に入所し、一年間現地訓練を受け、更に語学、現地事情、現地事業、施行法等の教育訓練を受けます。

③ 訓練期間終了後二年間は別表のような事業に集団を結成して就労し、労働契約に基づく有給実習とし、契約履行の義務を負います。

④ 訓練期間中は最低生活は保障され、稼働能力に応じた賃金が支給されます。

⑤ 契約期間終了後は、

(イ) 青年隊関係協力者、日系二世技術者及びブラジル人の協力のもとに設立されたオリンテッコ(国際建設技術団有限会社)の社員として建設事業を行なうか

(ロ) 整備工場その他建設会社等における運転整備等の技能者として働くか

(ハ) 中央会の直轄する拓植農業経営の事業に従事して農業を行なうか

およそ、前記三方面への自立発展の方途が見出されます。

(別紙)	
事業種類	
一	七州(サンパウロ、パラナ、マツトグロツソ、サンタカタリーナ、リオグランドスール、ミナスジエラエス、ゴヤス)によるパラナ、ウルグアイ、河川流域総合開発委員会の計画による事業(リオ、パナマ、パネマ及びリオピリキの測量)
二	エスピリット、サント州開発計画 オポロ地域総合開発事業(湿地帯開発及び測量)
三	ブラジル国連邦政府、ブラジリヤ首都建設事業(測量、道路建設、建築)
四	ミナス、ジエラエス州ウジナス製鉄所建設工事(測量、工場整地、道路建設)
五	リオ・デ・ジャネイロ石川島造船所工事(整地、機械据付、基礎工事)
六	グアタパラ及びマツトグロツソ等移住振興会社の計画する新規植民地建設事業(道路建設、測量)住宅建設事業(道路建設、測量、住宅建設)
七	マリアンサ旧植民地厚生の新規産業に導入
八	パラナ州ドラードス産業組合の企画する湿地帯開発事業(湿地帯開拓、道路建設、建築)

九	サンタカクリーナ州サンフランシスコ、ドスール地域開発計画(植民地建設)
十	サンパウロ州青年隊機械整備事務所
十一	セーラドス、ドラードス青年隊訓練所直轄農場

正 誤

昭和三十五年一月十九日付け鳥取県告示第十八号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

頁 段 行 誤

3 上 7 下浜一、一九四ノ一二三

正

下浜一、一九四ノ一二二